

共創コミュニティ創出支援事業委託業務仕様書

1. 業務目的

- (1) 本市産業の活性化のためには、地域発のスタートアップ（※1）や地域事業者による新事業の創出を促し、新たな時代の成長分野を生み出していくことが求められている。このため本市では、令和3年10月に産学官が連携して発足した東三河スタートアップ推進協議会へ参画する等、スタートアップや地域事業者による新事業が生まれ、育つ環境整備、すなわち、地域に適したイノベーション・エコシステム形成に取り組んでいる。
- (2) こうした本市が目指すエコシステム形成のためには、地域内外のスタートアップ、新規事業創出・スタートアップとの共創に積極的な地域事業者、VC、エンジェル投資家、金融機関、大学研究者、支援機関等が、相互の関係性を深め、本地域発の新たなビジネスの創出に向けた連携、支援、切磋琢磨が生まれるコミュニティづくりに取り組む必要がある。
- (3) そのうえで、当地域では起業時における主な資金調達手法は、そのほとんどが融資によるもので、スタートアップの成長に求められる投資による資金調達は難しい環境である。また、地域事業者による新事業創出においては、変化の激しい時代の中で競争力を高めるために、オープンイノベーションを始めとする外連携、共創の考え方を浸透させることが重要である。そのため、スタートアップ、地域事業者それぞれに対し、これらを学び実践する場を提供し、成功事例の創出に取り組む必要がある。
- (4) 本事業は、上記（1）をふまえ（2）、（3）を推進することで、スタートアップと地域の事業者等が共創により共に発展し、地域発のイノベーションを起こすことを目的とするものである。

※1 スタートアップ：優れたビジネスプランを持つ起業家または起業家候補

2. 業務内容

令和6年度までは、地域内外のスタートアップ及び事業者向けに、それぞれ勉強会を実施した。さらに、地域外のエンジェル投資家やVC等と呼び込み、地域事業者とスタートアップによる共創を促進するピッチイベントも開催した。こうした取り組みを通じて、本市発のスタートアップの育成、地域外の人材の呼び込みや地域事業者の巻き込みが進んだ。今後もこうした取り組みをさらに強化し、本地域発のスタートアップ及び新規事業創出に取り組む地域事業者を増やすために、成功事例を増やし、地域に波及させていく必要がある。

本年度は、特に地域事業者による成功事例の創出に重点を置き、以下の業務を実施する。なお、受託者は独自のネットワークに加え、東三河スタートアップ推進協議会、本市の首都圏活動メンバー、STATION Aiなど地域内外の関係機関とも連携を図り、本地域で事業成長を目指す可能性のあるスタートアップや、地域内外の事業者、VC、エンジェル投資家、金融機関、大学研究者、支援機関などの情報提供や発掘、呼び込み、交流の促進を積極的に行い、コミュニティの充実に努めていく。

R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8～
共創コミュニティ形成に向けた仕組みづくり ・スタートアップ向け勉強会 ・事業者向け勉強会	共創コミュニティの発展 ・勉強会の開催及びメンタリング機会の確保 ・ピッチイベント及び交流会の開催		共創コミュニティの発展 ・スタートアップ向け事業創出、成長のためのメンタリング機会の確保 ・地域事業者の抱える課題を共創により解決する仕組み構築	 事業化に至るオープンイノベーション等の複数事例創出
スタートアップチャレンジ交付金による資金調達支援 ・5者に交付	スタートアップチャレンジ交付金による資金調達支援 ・R 5：4者に交付 ・R 6：5者に交付		・交付したスタートアップの事業成長支援 ・スタートアップチャレンジ交付金による資金調達支援	 シード調達を達成するスタートアップを複数創出

(1) 地域で事業成長を目指すスタートアップの創出・成長支援

本地域で事業成長を目指すスタートアップに対して支援を行うこと。

① スタートアップのニーズに合わせた支援

過去のスタートアップチャレンジ交付金(※2)の採択者を中心に、本地域で事業成長を目指すスタートアップに対し、ニーズに合わせて相談機会や助言、情報の提供を行うこと。

② 資金調達につながる機会の提供

地域で事業成長を目指すスタートアップに対し、地域外の複数のVCや投資家、専門家などによるメンタリングを受けられる機会を2回程度開催すること。また、そうした人材と本地域との関係構築を促すこと。

※2 スタートアップチャレンジ交付金：本市で事業創出を目指すスタートアップに対し、事業創出を後押しするため、本市より上限250万円で交付を行う。

(2) 地域事業者の抱える課題を共創により解決する仕組み構築

地域事業者に対し、新規事業創出、生産性向上などの課題の解決手段として他者との共創（オープンイノベーション、ベンチャークライアントモデル等）を学び実践する機会を提供すること。

① 広く地域事業者に対し、意義や考え方、手法を学ぶセミナーを開催すること。

② 他者との共創により課題解決に取り組む地域事業者の情報を掲載し、募集、マッチングを促進するためのホームページを製作、管理運営すること。（事業終了後、ホームページの掲載情報は、本市に提出するものとする。）

③ 参加地域事業者に対し、他者との共創で解決すべき課題特定の支援をすること（例：ワークショップ、事業者訪問等）

④ 共創パートナーとなるスタートアップ等の募集を行うこと。

⑤ スタートアップ等からの申込み内容の確認やマッチングにあたり、必要に応じ随時専門的見地から助言すること。

(3) スタートアップチャレンジ交付金審査会の運営補助

市が交付するスタートアップチャレンジ交付金の認定審査会の運営補助を行う（審査方法・審査員・評価表について、専門的見地からアドバイスをを行う）。また、審査員の選定補助にあたり、審査員に対する謝金及び旅費の支払いも行うこととする。

(4) その他関連業務

① 事業実施計画書の作成（契約締結後速やかに）

② 本市地域イノベーション推進室との定例ミーティングの開催（議事録作成も行うこと）

③ ホームページの作成及びSNSを活用した効果的な情報発信

④ 事業関係者との連絡調整、費用の支払い（謝金・旅費、会場への使用料等の支払い）

⑤ 本事業をより効果的に実施するため、スタートアップ関連の他事業との連携を図ること

⑥ 実施報告書の作成（電子データ、令和8年3月中）

3. 目安となるスケジュール（契約締結日から令和8年3月31日まで）

名称	R7年度 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域で事業成長を目指すスタートアップの創出・成長支援		ニーズに合わせた支援（相談、助言、情報提供）								
				★ VC集合メンタリング会					★ VC集合メンタリング会	
地域事業者の抱える課題を共創により解決する仕組み構築			★ キックオフセミナー	・参加事業者募集 ・課題（テーマ）特定（ワークショップ等） ・ホームページ製作		・スタートアップ等の募集 ・面談（随時、申込内容確認・マッチングにあたり助言）				
・コミュニティメンバーの充実 ・その他関連業務	● 事業実施計画書提出				週1回程度の定例ミーティング					● 実績報告書提出

4. KPI

以下の達成を目指すものとする。

- ・スタートアップの資金調達件数（出資、融資、補助金の獲得）：10件（本市補助金、交付金を含む）
- ・本事業による地域事業者とスタートアップの面談件数：20件
- ・地域事業者とスタートアップの活動を伴う連携プロジェクト組成件数：5件

5. 役割分担

本事業の役割分担は以下を想定している。

※本役割分担はあくまで想定であるため、状況に応じて柔軟に対応すること。

事業内容	事業者	市	備考
（１）地域で事業成長を目指すスタートアップの支援			
① スタートアップのニーズに合わせた支援	○	△	
② 資金調達につながる機会の提供	○	—	
（２）他者との共創による地域事業者の課題解決支援（成功事例の創出）			
① 広く地域事業者に対し、意義や考え方、手法を学ぶセミナーの開催	○	—	
② 他者との共創により課題解決に取り組む地域事業者へのアプローチ・募集	△	○	
③ 参加地域事業者の情報を掲載し、募集、マッチングを促進するためのホームページの製作、管理運営	○	—	
④ 参加地域事業者に対し、他者との共創で解決すべき課題特定の支援	○	△	ワークショップ、事業者訪問等

⑤	共創パートナーとなるスタートアップ等へのアプローチ・募集	○	△	
⑥	申込みのあったスタートアップ等と地域事業者による面談の調整等	△	○	
⑦	スタートアップ等からの申込内容の確認やマッチングにあたり、必要に応じ随時専門的見地から助言	○	—	
(3) コミュニティの充実				
①	コミュニティの充実	○	○	
(4) その他関連業務				
①	事業実施計画書の作成	○	—	
②	本市地域イノベーション推進室との定例ミーティングの開催（議事録作成も行う）	○	△	
③	ホームページの作成及びSNSを活用した効果的な情報発信	○	—	
④	事業関係者との連絡調整、費用の支払い（謝金・旅費、会場への使用料等の支払い）	○	—	
⑤	本事業をより効果的に実施するため、スタートアップ関連の他事業との連携を図ること	○	△	市は、関連他事業の進捗を定期的に共有
⑥	実施報告書の作成	○	—	

△は協力して行うもの

6. その他業務実施に係る要件

- ① 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- ② この業務は受託者が自ら実施するものとする。ただし、再委託することが業務遂行に有用であると認められる場合には、事前に委託者の承認を得て再委託することができる。
- ③ 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。
- ④ 「本市情報セキュリティに関する基本方針」（本市ホームページ掲載）を遵守すること。
- ⑤ 成果物の作成には、本市の指定するファイル形式を使用すること。
- ⑥ 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その決定に従うこと。